

保 険 1 (生命保険) 問題

I. 次の語句を簡潔に説明せよ。(20点)

1. 団体定期保険における経験料率
2. 危険保険料式再保険
3. アセットシェア
4. 変額保険における特別勘定運営費
5. 医療保険の不担保期間

II. 個人保険の営業保険料の計算基礎について、次の設問に解答せよ。(40点)

1. 付加保険料の考え方に関する「十分性」「公平性」「費用主義と効用主義」について説明せよ。
2. $\alpha - \beta - \gamma$ 方式について説明し、その優れている点を述べよ。
3. 現在の予定利率について説明し、予定利率のあり方について簡単に所見を述べよ。

III. 次の2問中、1問を選択し、解答せよ。(40点)

1. 解約返戻金について、現在一般に用いられている算出方法とその考え方を述べ、今後のあり方について論述せよ。
2. 疾病入院特約(保険)の基礎的経験率が上昇傾向にある場合、基礎率のあり方、既契約対応等、考慮すべき点につき所見を述べよ。

保険 1 (生命保険) 解答例

問 I.

1. 団体保険は個人保険と異なり、個々の保険金の支払の発生に依っても契約は消滅せず継続すること、団体単位に保険料が払い込まれ団体ごとの死亡発生状況が把握できること、といった特質を有する。

これらの特質に基づき、団体ごとの死亡実績に応じて次年度以降のその団体の保険料を増減させる方式をいう。技術的には、過去の経験から将来を予測して次期以降の保険料率を定める方式と、過去の経験により配当を支払その年度の実質保険料を調整する配当精算方式とがある。

わが国においては広く後者の方式が行なわれてきたが、3千人以上の死亡実績の優良な団体に対しては前者の方式にあたる優良団体割引制度が実施されている。

2. 元受保険金額 S 、各 t 保険年度の責任準備金 V_t とするとき、各 t 保険年度の再保険金額を危険保険金 $(S - V_t)$ に比例して定める方法をいい、出再額 A とするとき各 t 保険年度の再保険金額 A_t は

$$A_t = A (S - V_t) / S$$

で計算される。この方式の再保険は再保険金額が契約応当日ごとに更新される。

3. 保険種類、契約年齢、契約日、保険料率、保険価格等が同一の契約群団において、群団の集積された正味資産を、群団のすべての契約に分配した場合の個々の契約の持分を意味する。

アセットシェアの計算は「過去の経験率」に基づいて行なわれる場合と「将来想定される率」に基づいて行なわれる場合とがあり、前者は配当率の決定に、後者は新種の保険設計の収支予測、付加保険料の水準決定等に利用される。

4. 変額保険においては、通常の付加保険料とは別に、特別勘定の運営に要する費用のために年間で責任準備金資産の0.2%相当額を責任準備金から控除して予定事業費として計上している。このための実際の計算は、毎日のインデックス計算において0.2%の日割分を指数計算用資産価格の増加率から控除する形で行なっている。また、利源分析上はこれを利差益で負

担することとされている。

5. 一定日数以上入院した場合に入院給付を行ない、一定日数以下の入院に対しては給付しない場合にこの一定日数をいう。一定日数以上入院した場合に支払う入院給付については、全入院日数を給付対象とする方法と、入院日数から一定日数を控除した日数を給付対象とする方法とがある。後者の場合は入院日数が短いときは給付請求のための費用が、給付額を上回ることも生じうるので軽度の入院を抑制する効果があり、現行特約で4日の不担保期間として採られている。また、医療単品では8日を前者の方法で採用している。

問Ⅱ.

1. 「十分性」……一定の保険群団の中において、その群団から入る付加保険料が、その群団の運営に必要な経費の全てを賄うに十分であること。

「公平性」……一つの方式で多くの保険種類をカバーできることが「普遍性」として考慮されるべきであるが、この場合に保険種類間で公平であることが要求される。また、同一保険種類中であっても、保険金額別、保険料払込方法別等でみて公平であることにも留意すべきである。。しかし、公平性の測定のための対比群団をあまりに細分化することは、かえって公平性の概念を曖昧にしてしまうので、公平性の追求の範囲を定めるのは困難を伴う。

「費用主義と効用主義」……付加保険料を賦課する場合の考え方で、付加保険料を実際にかかる経費の型と大きさとで賦課しようとするのを「費用主義」、保険商品の提供する保障と貯蓄の2つの効用に比例して付加保険料を賦課しようとするのを「効用主義」と称する。「費用主義」では間接経費の保険種類間での分担のさせ方において、「効用主義」では「効用」の定義および指標の選択においてそれぞれ困難がともなう。実際の適用においては、実際支出の十分なコスト分析に基づいて両者をバランスよくとり入れることが望ましい。

2. 保険金比例の新契約費 α 、保険金比例の維持費 β （または γ ）、保険料比例の維持費（または集金費） γ （または β ）を用いた付加保険料の体系で、現在わが国においてほとんどの保険種類に対して採用されている。また、実際にはこれらに加えて保険料比例の新契約費（ δ ）が導入されている。

その優れている点は、第一に、同一保険種類の中では保険期間、契約年齢に依存しない定数を用いることになり、「普遍性」が保たれていることである。（正確には α は保険期間に、 δ は保険料払込期間により多少変動する。また、例えば個人年金では年金原資を基準にしていることから、年金年額基準でみると保険期間、契約年齢等で変動する。）第二に数少ないパラメーターで付加保険料水準を決定できる「簡明性」があげられ、第三として「費用主義と効用主義」の両者を一定程度満たしていることが挙げられる。

3. <現在の予定利率>

平成元年12月現在、民間生命保険会社で有配当契約に対して一般に用いられている予定利率は保険期間（ n ）により異なり、

$n \leq 10$	6.25%
$10 < n \leq 20$	6.00%
$20 < n$	5.50%

が採用されている。これは、昭和60年4月にそれまでの利率をそれぞれ0.5%（ $n \leq 10$ では0.25%）引き上げたもので、当時の総資産利回り水準、さらには一般的金利水準の動向等を勘案して決定された。

<予定利率のあり方について>

予定利率は保険料、解約返戻金等の保険価格算出のための計算基礎の一つで、その性格として第一に保証利率であることが重要である。資産運用の実績いかんにかかわらず保険会社は約定した保険金、解約返戻金を支払わねばならないからである。このため、その水準の決定にあたっては保守的な立場が要請される。また、将来の利率見通しの確実性の差異から、特に長期間に亘る契約ほど安全を見込む必要があるとの立場により、現在の保険期間別予定利率の方式、あるいは一契約の中で経過期間に応じて予定利率を変えるビルトイン方式が考えられる。

また、水準の決定にあたっては、金融情勢見通し、運用利率見通し、隣接業界の予定利率、他の金融商品の利率等を総合して判断すべきである。その際に運用利率の指標とする利回りとしては、定義の簡明さ、数値の安定性等から総資産利回りをを用いるのが実際的であるが、キャピタルゲインも考慮に入れた総合利回り、あるいは総資産でなく責任準備金の利回り等を参考にすることも考えられる。

そして、資産運用リスクの増大しつつある状況に鑑み、予定利率設定に

合致した資産運用の方策も視野にいれ、内部留保を充実させる方策を検討することが必要となってきた。

問Ⅲ.

1. <現在の算出方法とその考え方>

現在一般に用いられている算出方法は、平準純保険料式保険料積立金から経過期間に応じた一定の額（解約控除）を控除する方法で、「解約控除」を行なう期間は10年（保険料払込年数が10年より短いときは、保険料払込期間）で、経過0年の値を線形補間して用いる。

この方法は、負債の評価のために保険料積立金率の計算が不可避であるところから、この率を利用した簡便な方法として案出されたものといえよう。本来負債の評価としての責任準備金は、保険群団全体の支払能力確保の観点から将来法によって計算されており、個別契約に対する約定価格としての解約返戻金はむしろ過去法で解釈する方が理解しやすい。この間のギャップを埋めるために、「解約控除」についての種々の意味付けが行なわれている。その代表的なものは次のとおりである。

1) 新契約費支出の回収

保険の募集、契約の締結に要する経費（新契約費）は契約の初期に支出されるため、契約締結後の一定期間は控除科目として計上する必要がある。

2) 解約による逆選択の防止

死亡保険においては解約を望む人は健康状態が良好な人が多いと想像される。この結果、健康状態の不良な契約ほど解約せずに保険を継続し、保険群団を構成し続けると考えられることになり。このような逆選択を少しでも緩和するために解約控除を行なう。

3) 解約事務処理のための手数料

契約継続のための事務処理以外の手間を要するため、手数料的に控除を行なう。

4) 資産運用効率の低下の防止

解約に備えて資産の流動性を高めれば、投資上不利となる。

5) 大数の法則の維持

解約の増加により契約高の減少をまねき、大数の法則が成立しにくい状態になることを回避するため。

6) パナルティー

上記2)、4)、5)のなかに暗黙のうちに含まれている考え方。

<今後のあり方>

解約返戻金は保険業法第70条に基づき普通保険約款において予め金額が約定される。その算出方法は当然合理性が要求され、かつ、一般に公正妥当と認識されるものでなくてはならない。特に、契約を継続する契約者との公平性が重視されるべきである。

また、一方では簡便さが要請される実務上の制約も無視することはできない。

これらの観点からすると、現在の算出方法は簡便さに重点がおかれ、その水準についての十分な説得性を欠く憾みがある。コンピューターシステムの発達した現在、過去法によるアセットシェアー試算をある程度定期的に行ない、チェックを行なう必要がある。また、定期性の高まりによって、契約当初には算式上負債の解約返戻金を生ずる契約が増加してきている。これは現在の説明根拠としては新契約経費の投入をあげるのが普通であるが、契約者の納得も得られにくく、また、アセットシェアー試算によって検証できる水準であるとするれば、そのこと自体会社経営の上で大きな課題といえる。いずれにしても、営業職員の支給規定、販売チャネルの多様化等の再検討を行なうとともに契約の継続率の向上、解約控除期間の短縮等の努力が求められる。

これとは別に、解約返戻金のディスクロージャーの課題がある。保険業法施行規則第17条第1項により解約返戻金を推知しうる表を証券に記載または添付することとされており、現在は各年の返戻金額を記載した表を証券同封で送付する会社が多くなっている。しかし、これで契約者に対する説明はとて十分とはいえず、その算出方法の説明に積極的に取り組む時期に至っていると考えられる。

2. 疾病入院給付の発生率には、通常の死亡保険での事故発生率すなわち死亡率と異なる要因がある。先ず一つには、経済・社会動向に対してより顕著に反応すること。そして、医療技術の高度化、医療費水準の高度化および医療機関の利便性の拡大によって影響を受けること、入院は主観的な決断で行なうことができること等である。これらの要因によってその発生率は予測を超える変動が容易に生じうる。

このような特質を有する入院給付の基礎的経験率が上昇傾向にある場合、

上述の各種要因の影響を感知して従来の基本率を使用している商品の売り止めと新たな基本率の採用を迅速に検討すべきである。新基本率の決定にあたっては、経験率の将来動向の予測を注意深く折り込むことに努め、安全割増の方法も再検討すること等、より保守的な選択が必要とされる。これらの結果、保険料水準が従来商品に比して非常に高額になる場合には、不担保期間の見直し、保険期間の短縮、更には給付内容の改訂等が必要となる。

これに対し、売り止められた既契約については、支払能力の確保の観点から責任準備金の評価方法を見直すことが必要となる。新たな責任準備金計算の基本率として新基本率を採用するか、あるいは危険準備金の積増しでの対応が考えられる。前者の場合には契約者価格への反映の有無、法人税計算上の損金処理の可否等の検討が要請され、後者の場合には危険準備金累積限度との関連および取り崩しへの対処方法を検討しておかねばならない。

また、売り止め既契約と新商品との間に給付内容に大差がない場合には、新旧契約の公平性を如何にして保つか、主として配当による調整方法についても留意しなければならない。